

平成25年9月20日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成●●年(〇〇)第●●号、平成●●年(〇〇)第●●号 取立金請求控訴、同
附帯控訴事件(原審・札幌地方裁判所岩見沢支部平成●●年(〇〇)第●●号)

平成25年7月5日口頭弁論終結

判 決

控訴人兼附帯被控訴人 Y株式会社
(以下「控訴人」という。)

被控訴人兼附帯控訴人 国
(以下「被控訴人」という。)

主 文

- 1 本件控訴及び本件附帯控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の、附帯控訴費用は被控訴人の各負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴の趣旨

- (1) 原判決中控訴人敗訴部分を取り消す。
- (2) 上記の部分につき、被控訴人の予備的請求を棄却する。

2 附帯控訴の趣旨

- (1) 原判決主文第2項及び第3項を次のとおり変更する。
- (2) A株式会社を新設分割会社とし、控訴人を新設分割設立会社とする平成22年3月18日に効力が生じた会社分割を、520万円及びこれに対する平成16年7月8日から本判決確定の日まで年6分の割合による金員の限度で取り消す。

(3) 控訴人は、被控訴人に対し、520万円及びこれに対する平成16年7月8日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 本件は、預託金会員制ゴルフクラブ（本件ゴルフクラブ）の会員（滞納会社）に対する滞納租税債権（本件租税債権）を徴収するため、滞納会社が、本件ゴルフクラブが設置されているゴルフ場（本件ゴルフ場）の経営会社（A）に対して有するゴルフ会員権（本件預託金520万円の返還請求権（本件返還請求権1）を含む本件ゴルフ会員権）を差し押さえ、取立権を取得した被控訴人が、Aの新設分割（本件会社分割）により本件ゴルフ場の事業を承継し、本件ゴルフクラブの名称を引き続き使用している控訴人に対し、主位的に、控訴人は会社法22条1項の類推適用により滞納会社に対し本件預託金の返還義務を負い、被控訴人は本件返還請求権1を差し押さえ、取立権を有すると主張して、取立権に基づき、本件預託金520万円の返還及びこれに対する被控訴人が滞納会社を本件ゴルフクラブから退会させる意思表示をし、本件預託金の返還を請求した日の翌日である平成16年7月8日から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払を求め、予備的に、本件会社分割が詐害行為に該当すると主張して、詐害行為取消権の行使として、本件会社分割を520万円の限度で取り消すこと並びに520万円及び上記同様の遅延損害金の価格賠償を求めた事案である（なお、予備的請求に関し、取立権に基づく詐害行為取消権の行使と債権者代位権に基づく詐害行為取消権の行使は、いずれも詐害行為取消権の行使による同一の請求における別個の攻撃方法という関係に立つものと解される。）。

原審は、被控訴人の主位的請求については、ゴルフ場の事業承継に係る会社分割において、ゴルフクラブの名称を事業承継会社が引き続き使用しているときでも、特段の事情があれば、当該ゴルフクラブの会員が分割会社に交付した預託金の返還義務を負わないものと解されるどころ、本件では、特段

の事情が認められると判断して、請求を棄却した。一方、被控訴人の予備的請求については、本件会社分割が詐害行為に該当することを認め、本件会社分割を520万円の限度で取り消した上で、520万円及びこれに対する判決確定日の翌日から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の価格賠償を命じ、その余の請求を棄却した。これに対し、控訴人は、敗訴部分を不服として控訴し、被控訴人は、予備的請求に係る遅延損害金の始期に関する判断を不服として附帯控訴し、本件会社分割を取り消す範囲についても、上記遅延損害金相当額を含む旨請求を拡張した（なお、被控訴人は、主位的請求については、控訴も附帯控訴もしていない。）。

2 前提となる事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、次のとおり補正するほかは、原判決書「事実及び理由」欄の第2の2、同3（2）及び（3）に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決書4頁13行目の「6分」の次に「の割合」を加え、「当庁」を「札幌地方裁判所岩見沢支部」と改める。
- (2) 原判決書5頁1行目の「行うためには」を「行うために」と改める。
- (3) 原判決書6頁5行目の「A」の次に「（裁判所注）」を加える。
- (4) 原判決書9頁18行目の冒頭から10頁4行目の末尾までを次のとおり改める。

「（6）本件租税債権

被控訴人は、滞納会社に対し、平成23年6月3日時点で、既に納期限を経過した法人税、消費税及び地方消費税合計1338万3160円の租税債権（以下「本件租税債権」という。）を有していた。」

- (5) 原判決書13頁9行目の「（2）」を「（1）」と、「被告会社」を「控訴人」とそれぞれ改める。
- (6) 原判決書13頁22行目の末尾に続けて次のとおり加える。

「この点、控訴人は、Bが実質債務超過に陥っているため、協力金債権は

回収可能性がないと主張するが、控訴人の主張によっても、Bは現在も稼働し、多額とはいえないまでも利益を計上しているのであるから、協力金債権の回収可能性がないとはいえない。また、控訴人は、協力金債権の原資は会員の預託金であるところ、預託金をそのまま償還期限に返還することは本来予定されておらず、AからBに協力金債権の返済を求めることも想定されていなかったと主張するが、預託金返還請求権は会員契約上の基本的な権利であり、各会員は、通常、据置期間満了後直ちに預託金の返還を受け得る権利を有すると期待しているのであり、A設立以前の昭和50年代には既に多数の預託金返還請求訴訟が提起されていたから、控訴人の主張は失当である。そして、BとAは、それぞれ独立の法人格を有する株式会社であり、協力金債権は、両社の間で現実に金銭が移動したことに基づいて発生したのであるから、債権としての実態があり、Aの責任財産に含まれる。」

(7) 原判決書14頁2行目を次のとおり改める。

「し、大幅な債務超過となったのであり、本件会社分割は詐害行為に該当する（この点は、控訴人株式の評価額が2526万6350円に上昇したとしても変わりはない。）。

なお、控訴人は、一部の負債を分割承継会社に承継させる会社分割の場合、分割会社に残存する債権者に対し事前に適正な情報開示と十分な説明を行い、実質的な了承を得たときには、その詐害性が否定されるべきであると主張するが、本件では、Aは、前回訴訟の控訴審係属中に、被控訴人に対し何らの告知もせず本件会社分割を行ったのであって、被控訴人との関係では上記要件を満たさないことが明らかであり、本件会社分割について詐害性が否定される余地はない。」

(8) 原判決書14頁10行目の末尾を改行して、次のとおり加える。

「これに対し、控訴人は、本件会社分割が、そのままではおよそ収益の

見込めない本件ゴルフ場事業を経営手腕に優れた第三者に譲渡することによって預託金債務の返済原資を極大化する目的で行われ、A、B及びEはこれによって何ら利得をしない上、本件ゴルフ場事業から完全に排除されることからすれば、Aには詐害意思がなかったと主張する。しかしながら、Aの代表者代表取締役であったEは、上記のとおり認識した上で、預託金債務を免れる目的で本件会社分割を行ったと認められるから、Aにおいても、当然詐害性を認識していたと認められる。また、控訴人の主張するその余の事情から詐害意思が直ちに否定されるものではなく、控訴人の主張は理由がない。」

(9) 原判決書14頁19行目の冒頭から21行目の末尾までを次のとおり改める。

「よって、被控訴人は、本件預託金520万円及びこれに対する被控訴人が取立権に基づき滞納会社を本件ゴルフクラブから退会させる意思表示をし本件預託金の返還を請求した日の翌日である平成16年7月8日から判決確定の日まで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の範囲で、本件会社分割を詐害行為として取り消すとともに、控訴人に対し、価格賠償として520万円及びこれに対する平成16年7月8日から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払を求める。これは、本件詐害行為（平成22年3月18日の本件会社分割）時点での被保全債権額である本件預託金520万円及びこれに対する平成16年7月8日から平成22年3月18日までの年6分の割合による遅延損害金と、本件預託金520万円に対する同月19日から判決確定の日までの年6分の割合による遅延損害金の合計額の範囲で、本件会社分割を詐害行為として取り消すとともに、判決確定後の遅延損害金も含めて価格賠償の支払を求めるものである。」

(10) 原判決書15頁1行目の「本件分割」を「本件会社分割」と改める。

(11) 原判決書15頁3行目の末尾に続けて次のとおり加える。

「そもそも、上記協力金債権の原資は預託金であるところ、預託金を償還期限にそのまま返済することは本来予定されておらず、上記預託金は全額が本件ゴルフ場の造成費用に費消されていたので、AからBに上記協力金債権の返還を求めることは当初から想定されていなかったし、この協力金債権は、本件ゴルフ場の運営会社と不動産所有会社を分離しなければ存在しなかった債権であるから、債権としての実態がないというべきである。」

(12) 原判決書15頁5行目の冒頭から7行目の「ある」までを次のとおり改める。

「Aに譲渡された控訴人株式の評価額が501万8000円から2526万6350円に上昇した結果、Aの責任財産が増殖し、預託金債務の返済原資が極大化する見込みとなった」

(13) 原判決書15頁20行目の末尾を改行して、次のとおり加える。

「ウ 債権者の実質的な了承を得た会社分割については詐害性が否定されること

一部の負債を分割承継会社に承継させる会社分割の場合、分割会社に残存する債権者に対し事前に適正な情報開示と十分な説明を行い、実質的な了承を得たときには、その詐害性が否定されるべきであるところ、本件会社分割については、以上の要件を具備しているので、詐害行為に該当しない。

エ Aに詐害意思がなかったこと

本件会社分割は、そのままではおよそ収益の見込めない本件ゴルフ場事業を経営手腕に優れた第三者に譲渡することによって預託金債務の返済原資を極大化する目的で行われたものであり、A、B及びEはこれによって何ら利得をしない上、本件ゴルフ場事業から完全に排除される

ことからすれば、Aには詐害意思がなかったと認められる。」

- (14) 原判決書15頁21行目の「(3)」を「(2)」と、24行目の「(2)」を「(1)」とそれぞれ改める。
- (15) 原判決書15頁26行目の「(なお、」から16頁2行目の末尾までを削る。
- (16) 原判決書16頁17行目及び19行目の「(2)」をいずれも「(1)」と改める。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、被控訴人の予備的請求は原判決主文掲記の限度で認容し、その余の請求は棄却すべきものと判断する。その理由は、次のとおり補正するほかは、原判決書「事実及び理由」欄の第3の2及び3に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決書22頁20行目の「2」を「1」と、「被告会社」を「控訴人」とそれぞれ改める。
- (2) 原判決書23頁14行目の「当庁」を「札幌地方裁判所岩見沢支部」と改める。
- (3) 原判決書26頁7行目の「裁判所時報第1565号」を「民集66巻10号3311頁」と改める。
- (4) 原判決書27頁17行目から18行目にかけての「(被告は、)」を削る。
- (5) 原判決書28頁4行目の「本件特別清算手続」から8行目の「これをもって」までを次のとおり改める。

「Aに譲渡された控訴人株式の評価額が501万8000円から2526万6350円に上昇した結果、Aの責任財産が増殖し、預託金債務の返済原資が極大化する見込みとなったと主張するが、そのようなことがあったとしても、Aが前記のとおり大幅な債務超過状態となっていることには変わりがなく、」

(6) 原判決書 28 頁 19 行目の「主張する」の次に以下のとおり加える。

「ほか、協力金債権の原資は会員の預託金であるところ、預託金をそのまま償還期限に返還することは本来予定されておらず、AからBに協力金債権の返済を求めることも想定されていなかったし、この協力金債権は、本件ゴルフ場の運営会社と不動産所有会社を分離しなければ存在しなかった債権であるから、債権としての実態がないというべきであると主張する」

(7) 原判決書 28 頁 26 行目の「証拠もないことからすれば、」を次のとおり改める。

「証拠はなく、控訴人の主張によっても、Bは現在も稼働し、金額はともかくとして利益を計上しているのであるから（弁論の全趣旨）、協力金債権の回収可能性がないとはいえない。その原資が会員の預託金であることに関しても、預託金返還請求権は会員契約上の基本的な権利であり、各会員は、通常、据置期間満了後直ちに預託金の返還を受け得る権利を有するというべきであるから、協力金債権の原資が会員の預託金であるからといって、その回収可能性を否定すべきものではない。そして、BとAは、それぞれ独立の法人格を有する株式会社であり、協力金債権は、両社の間で現実に金銭が移動したことに基づいて発生したのであるから（弁論の全趣旨）、債権としての実態が認められ、Aの責任財産に含まれることになる。したがって、」

(8) 原判決書 29 頁 8 行目の末尾を改行して、次のとおり加える。

「カ さらに、控訴人は、一部の負債を分割承継会社に承継させる会社分割の場合、分割会社に残存する債権者に対し事前に適正な情報開示と十分な説明を行い、実質的な了承を得たときには、その詐害性が否定されるべきであると主張するが、前掲証拠によれば、Aは、前回訴訟の控訴審係属中に、被控訴人に対し何らの告知もせずに本件会社分割

を行ったものであり、被控訴人との関係では上記要件を満たさないことが明らかである。したがって、控訴人の上記主張は理由がない。」

(9) 原判決書 29 頁 19 行目の末尾を改行して、次のとおり加える。

「これに対し、控訴人は、本件会社分割が、そのままではおよそ収益の見込めない本件ゴルフ場事業を経営手腕に優れた第三者に譲渡することによって預託金債務の返済原資を極大化する目的で行われ、A、B及びEはこれによって何ら利得をしない上、本件ゴルフ場事業から完全に排除されることからすれば、Aには詐害意思がなかったと主張する。しかしながら、Aの代表者代表取締役であったEは、上記のとおり認識した上で、預託金債務を免れる目的で本件会社分割を行ったと認められるから、Aにおいても、当然詐害性を認識していたと認められる。また、控訴人の主張するその余の事情から詐害意思が直ちに否定されるものではなく、控訴人の上記主張は理由がない。」

(10) 原判決書 30 頁 11 行目の冒頭から 20 行目の末尾までを次のとおり改める。

「イ ところで、被控訴人は、被保全債権である本件返還請求権 1 について、被控訴人が滞納会社を本件ゴルフクラブから退会させる意思表示をし、本件預託金の返還を請求した日の翌日である平成 16 年 7 月 8 日以降の本件預託金 520 万円に対する遅延損害金を含む旨主張する。しかしながら、本件ゴルフクラブ退会の意思表示は、滞納会社が自身で、あるいは被控訴人を代理人として行ったものではなく、被控訴人（徴収職員）が取立のため自己の名において行ったものであり（国税徴収法 67 条）、滞納会社として、本件預託金 520 万円に対する遅延損害金の支払を求めているわけではないから、本件預託金 520 万円に対する遅延損害金は被保全債権には含まれない。

ウ また、被控訴人は、価格賠償における附帯請求として、520 万円に

対する上記同様の遅延損害金を認容すべき旨主張する。しかしながら、前示のとおり、本件預託金520万円に対する遅延損害金は被保全債権には含まれないところ、価格賠償請求権は詐害行為取消権を行使した結果発生する金銭債権であることからすると、価格賠償における遅延損害金の始期は詐害行為取消判決の確定日の翌日とするのが相当である。そして、本件会社分割は商人間の行為であるから、本件では、本判決確定の日の翌日から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の限度で附帯請求を認容すべきものと解される（この点は、被控訴人が滞納会社の詐害行為取消権を代位行使する場合も同様である。）。」

(11) 原判決書30頁21行目の冒頭から26行目の末尾までを次のとおり改める。

「2 結論

したがって、争点(2)について判断するまでもなく、被控訴人の予備的請求は上記の限度で理由があり、その余の請求は理由がない。」

2 よって、原判決は相当であって、本件控訴及び本件附帯控訴はいずれも理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

札幌高等裁判所第2民事部

裁判長裁判官	山崎 勉
裁判官	馬場 純夫
裁判官	湯川 克彦